別記様式第１０号（第９条関係）

浄化槽工事に係る自主検査確認シート

寒河江市上下水道課

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 令和　　年度 | 施工完了年月日 |  |  |
| 浄化槽工事業者 |  |
| 設置等届出者 |  |
| 設置工事施工場所 |  |

１　完了届出書類（確認欄に✓を記入すること）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 確認項目 | 確認の内容 | 確認 |
| 浄化槽工事完了届出書 | 設置場所のほか必要事項がすべて記入されていること。 |  |
| 付近見取図 | 道路、主要な建物等及び方位が記入されていること。 |  |
| 施工箇所が示されていること。 |  |
| 建築物配置図 | 建築物の配置に加え、浄化槽の設置位置が示されていること。 |  |
| 浄化槽への流入管路、浄化槽からの放流経路及び放流先が明記されていること |  |
| その他書類 | 自主検査確認シート | 浄化槽設備士がシートの全項目を確認の上記入すること。 |  |
| 工事写真 | 着工前、施工中及び完了後写真を添付すること。 |  |
| 写真撮影 | 浄化槽設備士による実地監督 | 浄化槽設備士による実地監督の下で施工又は自らにより施工していること。 |  |
| 基礎工事の状況 | 栗石地業及び捨てコンクリートの打設を行っていること。 |  |
| 据付工事の状況 | 水張を行い、水平を保持しながら、水締め、突き固めを行っていること。 |  |
| かさ上げの状況 | バルブの操作等の維持管理を容易にできること。 |  |

２　浄化槽の設置場所等

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 確認項目 | 確認の内容 | 確認 |
| 設置場所 | 雨水等の冠水及び積雪による機能障害を起こさない場所であること。 |  |
| モータ等の騒音、排気による臭気等で近隣に迷惑を及ぼさない場所であること。 |  |
| 放流先 | 生活環境の保全及び公衆衛生上支障のないこと。 |  |
| 地下浸透 | 付近に適当な放流先がなくやむを得ず行うものであること。 |  |
| 処理対象人員１００人以下の浄化槽であること。 |  |
| 地下浸透処理装置は、隣地境界から概ね３ｍ以上離れていること。 |  |
| 地下浸透部分は、井戸その他水源から水平距離で３０ｍ以上離れ、かつ、これらを汚染するおそれがないこと。 |  |
| 地下浸透部分は、地下水位が地表面から１．５ｍ以上深いところにあること。 |  |
| 地下浸透装置の構造は、昭和５５年建設省告示第１２９２号第５の構造に準じたものであること（原則トレンチ方式）。 |  |
| 地下浸透・蒸発散方式の設備の場合、設置後に処理能力や効果が問題なく発揮されると判断されること（上一行中の原則の適用なし）。 |  |
| 生活環境の保全及び公衆衛生上支障が生じないよう、地下浸透装置等の維持管理が適切に行われること。 |  |
| その他 | 設置場所が下水道の供用開始区域ではないこと。 |  |

３　浄化槽の構造等

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 確認項目 | 確認の内容 | 確認 |
| 浄化槽 | 設置届出書等に添付された書類や図面に記載されたメーカー、型式、寸法、構造方法、性能等の浄化槽を設置すること。 |  |
| 浄化槽工事業者 | 当該浄化槽工事業者は、知事の登録又は知事への届出により浄化槽工事業を営んでいる者であること。 |  |

４　浄化槽の施工

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 確認項目 | 確認の内容 | 確認 |
| 管きょ・ます | 流入管きょ・放流管きょの勾配 | 汚物や汚水が停滞していないこと。 |  |
| 放流先の状況 | 放流口と放流水路の水位差が適切であること、また逆流しないこと。 |  |
| 誤接続等の有無 | 全ての生活排水の接続、雨水・工場廃水等の流入がないこと。 |  |

４　浄化槽の施工（続き）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 確認項目 | 確認の内容 | 確認 |
| 管きょ・ます | ますの位置 | 起点、屈曲点、合流点及び一定間隔毎に適切にますを設置すること。 |  |
| 管の変形、破損おそれ | 流入管きょ、放流管きょ及び空気配管の露出等による変形又は破損のおそれがないこと。 |  |
| 浄化槽本体・設備等 | 浄化槽本体上部・周辺の状況 | 保守点検、清掃の妨げとなる場所での設置及び保守点検・清掃の支障となる物の設置がないこと。 |  |
| 漏水の有無 | 浄化槽本体等からの漏水が発生していないこと。 |  |
| 浄化槽本体の水平の状況 | 浄化槽本体の水平が保たれていること。 |  |
| 接触材等の状態 | 嫌気ろ床槽のろ材及び接触ばっ気槽の接触材が変形や破損していないこと。また接触材が十分に固定されていること。 |  |
| ばっ気装置、逆洗浄装置及び汚泥移送装置の変形、破損、固定及び稼働の状況 | 各装置の変形又は破損がなく、各装置が十分に固定されていること。 |  |
| 空気の出方及び水流の片寄りがないこと。 |  |
| 消毒設備の変形、破損、固定の状況 | 消毒設備の変形又は破損がなく、十分に固定されていること及び薬剤筒が傾斜していないこと。 |  |
| 流入ポンプ・放流ポンプの設置、稼働状況（流入又は放流ポンプを設置する場合） | ポンプますの変形又は破損がなく、漏水のおそれがないこと。 |  |
| ２台以上のポンプが設置され、設計と同じ能力であること。 |  |
| ポンプが十分に固定されており、かつ、取り外しが可能であること。 |  |
| ポンプの位置又は配管によるレベルスイッチの稼働の妨げとなるおそれがないこと。 |  |
| ブロワーの設置、稼働の状況 | 防振対策が措置されていること、十分に固定されていること。 |  |
| アースが取付られていること、漏電のおそれがないこと。 |  |

上記事項を検査したので報告します。

令和　　年　　月　　日

確認者　浄化槽設備士（自署）